

A重油買入（700,000 リットル）（単価契約）仕様書

第十一管区海上保安本部

1 概 要

本仕様書は、岡山県内において巡視船に、A重油を納入することについて定めたものである。

2 品目・規格・数量

品 目	規 格	単位	予定数量	備 考
A重油	1 種 1 号	L	700,000	

※JIS 規格 K2205 に該当する規格であること。

3 納入期間

契約日から令和7年12月20日までの間で、支出負担行為担当官が指名する検査職員の指
する日。

4 納入場所

岡山県内

5 検査

- (1) 燃料搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。
- (2) 納品数量は、15℃における石油温度換算量とする。
- (3) 当庁担当官から燃料油の試験性状報告書及び出荷証明書等、検査に必要な書類の提出を求められた
場合、速やかにこれに応じること。
なお、分納の場合で、次回以降の納入に際し、前回の成績書と同一の申し立てをした場合は、提
出を省略することができるものとする。
- (4) 上記以外でも担当官から社内成績書の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (5) 法令等に基づき、提出が必要となる書類については、担当官等の求めに応じて提出すること。

6 支払い

納入後検査職員の検査合格後、請求書に基づき支払うものとする。

7 その他

- (1) 上記2の数量は搭載の予定を示したものであり、増減を生じても意義を申し立てないこと。
- (2) 燃料搭載に関しては関係法令等を遵守すること。
- (3) 燃料油の数量、納入日時、場所及び船舶を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入す
ること。なお、海難・災害等やむを得ない場合を除き、夜間（17：00～08：30の間）の納入は指定し
ない。
発注は原則として平日の日中（8：30～17：00）に行うものとする。なお、納入日時が夜間又は休祝
日である場合は、可能な限り[直前の平日正午]までに発注を行うものとする。
- (4) 燃料の数量、納入日時及び納入場所の変更、若しくは取り止めがあった場合は、これに応じること。
- (5) 本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に反し若しくは明記されていない事項について、
納入する船舶から要求を受けた場合は、第十一管区海上保安本部補給課担当官等に報告し、その指示
に従うこと。
- (6) その他この事項に定めのない事項は、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。